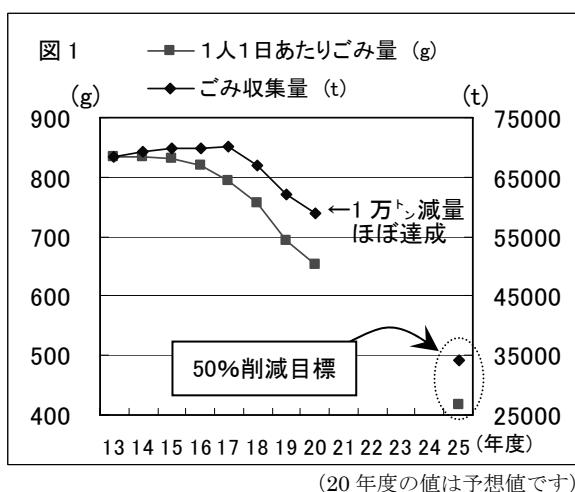


住民投票条例制定の 直接請求にご協力下さい！

ごみ減量 1万トン
ほぼ達成 《市民》

ごみが減らないから
ボックス撤去 《市》



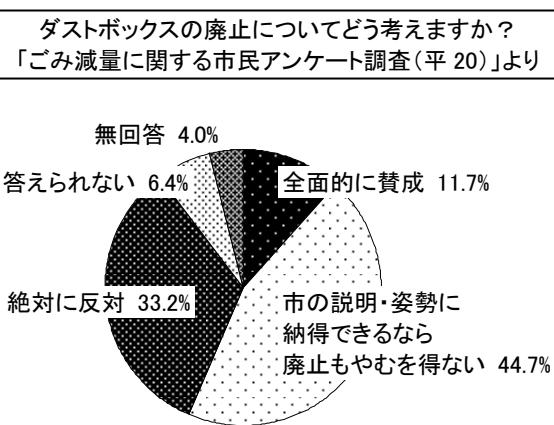
「ダストボックス方式が『美しい風格のあるまち』にふさわしいと判断しておりました。しかし、減量が進まない以上、この方式を継続していくことは、時代の潮流に逆行しているのではないか、との考えに至りました。」平成 19 年 7 月 1 日号の「広報ふちゅう」の市長の言葉です。

しかしここ数年、市民の努力により、ごみは大きく減っています。中間目標の「ごみ減量 1 万トン」も、今年度でほぼ達成します(9月議会で市が答弁)。

ごみについては、原点に戻って、市民とともに考えるべきではないでしょうか。

《市民》 ボックス撤去に
賛成 12%、反対33%、保留 45%

ボックス撤去を含めた
見直しを表明 《市》



「他に方法がないのなら、ボックス撤去もやむを得ないが、他に方法があるのではないか。」というのが 44.7% の市民の心ではないでしょうか。しかも 3 割は絶対反対で、賛成は 1 割にすぎません。

この状況下で、市は過半数の理解を得られたとしてダストボックス撤去を実施しようとしています。日野市長は、市長選の時に落選覚悟でボックス撤去を公約し、当選し、その後に施策を実施しました。

府中市長は、選挙でごみ問題に触れませんでした。今のような府中市のやり方で、果たして市民は「納得できる」でしょうか。

住民投票条例の制定を直接請求

《市》

今、住民投票条例を制定する意義は？

府中市では現在、ごみ処理方法のあり方が市政の大きな課題となっています。ごみは市民の生活に直結し、市民の関心も高い問題であり、市民の充分な納得を得た上で施策を展開する必要があると考えます。

しかし現状は、市民の納得が充分に得られているとは言い難い状況にあります。今後、地方分権が本格化するにあたり、市民生活に直結する市政の課題はますます多くなってくるものと思われます。

そのために府中市としても、ごみ問題をはじめ、様々な市政の課題に対して、市民の意思がより直接的に反映できる手段として、住民投票制度を整えておくことはたいへん有意義であると考えます。

条例制定の「直接請求」とは？

住民が、条例の制定や改正を自治体に求めることができる制度で、地方自治法12条、74条などに定められた住民の権利です。直接請求の署名が有権者の50分の1(府中市のは約4,000人弱)以上集まると、市長は意見を付して市議会に諮(はか)らなければなりません。市議会が条例案を採択すれば成立します。

連絡先

市民合意を進める会（代表 五百蔵 洋一）

(事務局) TEL/FAX 042-360-7718

〒183-0014 府中市是政4-2-3ライオンズガーデン府中是政222号 佐藤 實

